

第44回全国障害者技能競技大会実施に係る旅費の支給に係る取扱いについて

令和6年3月26日制定

第44回全国障害者技能競技大会（以下「競技大会」という。）実施に係る旅費（以下「旅費」という。）の同大会技能競技選手等に対する支給については、以下に定めるところにより取扱うこととする。

I 競技大会の競技実施に係る取扱い

1 旅費支給対象者

本取扱いに定めるところにより旅費を支給する者は、技能競技選手、同選手介助者、同選手引率者、その他の同選手に係る機構が認める者、技能デモンストレーション参加者、同参加者引率者兼介助者、その他の同参加者に係る機構が認める者、競技委員会委員、授賞選考委員会委員、競技委員会専門部会専門委員、技能競技補佐員、技能デモンストレーション実施スタッフ、手話通訳者、要約筆記者及び事務局等スタッフ（以下「競技大会関係者」という。）とする。

2 旅費支給対象用務

本取扱いに定めるところにより旅費を支給する用務は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が開催する、競技大会実施に係る各種会議への出席・参加用務、競技大会への出席・参加用務及びその他競技大会の円滑な実施のため機構が必要と認める用務（以下「競技大会関係用務」という。）とする。

3 競技大会関係用務に係る旅行命令等

(1) 競技大会関係者であって機構の役職員である者

競技大会関係者であって機構の役職員である者（以下「競技大会内部関係者」という。）は、機構障害者雇用開発推進担当理事又は障害者雇用開発推進部長等が当該者及び当該者の所属長あて通知する文書等により、競技大会関係用務のため旅行するものとし、当該旅行にあたっては、旅費規程（平成15年規程第6号）第4条第2項の規定にかかわらず、障害者雇用開発推進部長を当該旅行に係る旅行命令権者とするとともに、同規程第5条第3項に規定する旅行命令簿（旅費規程様式第1号）及び令和5年3月29日付4高障求総発第341号「公用外出等の取扱いについて」に規定する公用外出簿の作成を省略するものとする。

なお、競技大会関係用務のため旅行する競技大会内部関係者の当該旅行期間に係る出勤簿については、「出張」又は「公用外出」扱いにて処理するものとする。

(2) 競技大会関係者であって機構の役職員以外の者

競技大会関係者であって機構の役職員以外の者（以下「競技大会外部関係者」という。）は、機構障害者雇用開発推進担当理事又は障害者雇用開発推進部長等が当該者及び当該者の所属長あて通知する文書等により、競技大会関係用務のため旅行するものとし、当該旅行にあたっては、旅費規程第4条第2項の規定にかかわらず、同障害者雇用開発推進部長を旅行依頼権者とするとともに、同規程第5条第3項に規定する旅行依頼簿（様式第1号）の作成を省略するものとする。

4 旅費支給内容

上記3に定めるところにより、競技大会関係者が競技大会関係用務のため旅行するにあたっては、以下に掲げる種類の旅費を機構本部において支給するものとする。

(1) 交通費の支給

競技大会関係者の居住地又は勤務地における鉄道の最寄駅又は路線バスの最寄バス停等から競技大会関係用務に係る旅行の目的地における鉄道の最寄駅又は路線バスの最寄バス停等までの往復の交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃）の実費であって、旅費規程及び旅費規程の運用に関する件（平成23年達第31号）並びに別途競技大会関係者が機構障害者雇用開発推進部長あて提出する「競技大会関係用務に係る旅行における確認票」（様式2。以下「旅行における確認票」という。）の記載内容等に基づき算出した額を支給する。

なお、当該交通費の算出にあたっては、各交通機関が定める障害者割引制度を適用することとし、技能競技選手介助者についても同様とする（当該制度対象者のみ）。

(2) 日当の支給

旅費支給対象者のうち下表の者が、競技大会関係用務のため旅行する日数に1日当たりの定額の2分の1を乗じて得た額（旅費規程及び旅費規程の運用に関する件に基づき算出した額をいう。以下同じ。）を支給する。

支給対象者	
機構職員	
機構職員以外	技能競技選手引率者
	技能デモンストレーション参加者
	技能デモンストレーション参加者引率者 兼介助者
	競技委員会委員
	授賞選考委員会委員
	競技委員会専門部会専門委員
	技能競技補佐員
	技能デモンストレーション実施スタッフ
	手話通訳者、要約筆記者
	その他機構が認める者

(3) 宿泊料の支給

競技大会関係者が、競技大会関係用務に係る旅行に伴い宿泊する夜数に1夜当たりの定額を乗じて得た額（旅費規程及び旅費規程の運用に関する件に定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）を支給する。ただし、機構が別途の調達により宿泊施設等を手配し、機構において当該宿泊に要する実費を当該宿泊施設等あて直接支払う場合にあつては、定額の範囲内における実費額とする。

(4) 宿泊料の支払に関する特例

機構において当該宿泊に要する実費を当該宿泊施設等あて直接支払う場合であつて、かつ、当該宿泊に要する実費額が定額を超えることが競技大会開催地域の宿泊事情等のやむを得ない事由によるものと旅行命令権者又は旅行依頼権者が認める場合にあつては、(3)ただし書きに関わらず当該実費額を支払うことができるものとする。

5 旅費支給に係る事務手続

競技大会関係者に対する上記4に定める旅費の支給に係る事務手続は、以下のとおり機構本部において行うものとする。

(1) 旅費の支給請求

競技大会関係者の競技大会関係用務に係る旅費の旅費支払者（機構出納役をいう。以下同じ。）に対する請求については、「競技大会関係用務に係る旅行における旅費請求事務等について（様式1。以下「委任状」という。）」により当該関係者から受任したうえで、機構障害者雇用開発推進部長が「競技大会関係者旅費請求書（様式3。以下「旅費請求書」という。）」により行うものとする。ただし、競技大会内部関係者は、委任状を原則省略することができる。

(2) 旅費の支払

旅費支払者は、旅費請求書に基づく旅費を、競技大会関係者が委任状により指定する金融機関への口座振込にて支給するものとし、当該支給は、競技大会関係用務の内容等に応じて精算払いにて行うものとする。

(3) 航空機を利用して旅行する場合の事務手続

競技大会関係者が競技大会関係用務のため旅行するにあたって、当該旅行行程の全部又は一部において航空機を利用する場合にあつては、当該関係者は当該航空機の利用に係る搭乗券購入の前に、旅行における確認票を機構障害者雇用開発推進部長あて提出し、当該連絡票記載の内容について事前に同部長の確認・同意を得るものとする。

また、当該確認・同意を得て航空機を利用して旅行した競技大会関係者は、当該旅行終了後速やかに、利用した搭乗券の半券（搭乗を証明するもの。搭乗券が発行されない場合は「ご搭乗案内」等（保安検査場通過時又はそれ以降に発行されるものに限る。））及び領収書を旅費確認

票に貼付し機構障害者雇用開発推進部長あて提出するものとする。

(4) 新幹線、特急列車及び急行列車を利用する場合の事務手続

競技大会関係者が競技大会関係用務のため旅行するにあたって、当該旅行行程の全部又は一部において新幹線、特急列車及び急行列車（以下「特急等」という。）を利用する場合にあっては、別途特急等料金が発生する場合に限り、当該関係者は当該特急等の利用に係る切符購入の前に、旅行における確認票を機構障害者雇用開発推進部長あて提出し、当該連絡票記載の内容について事前に同部長の確認・同意を得るものとする。

また、当該確認・同意を得て特急等を利用して旅行した競技大会関係者は、当該旅行終了後速やかに、領収書を旅費確認票に貼付し機構障害者雇用開発推進部長あて提出するものとする。

(5) 競技大会関係者の旅行期間の確認

競技大会関係者の旅行期間については、以下に定める方法により確認することとする。

- ① 競技大会関係者のうち技能競技選手、同選手介助者、同選手引率者及びその他の同選手に係る関係者に関する旅行期間の確認

競技大会関係者のうち技能競技選手、同選手介助者、同選手引率者及びその他の同選手に係る関係者に関する旅行期間については、各都道府県の技能競技選手引率者が確認し、当該確認後速やかに、機構障害者雇用開発推進部長あて「競技大会関係者旅行期間確認表（様式4）」により報告するものとする。

- ② 上記①に掲げる者以外の競技大会関係者に係る旅行期間の確認

上記①に掲げる者以外の競技大会関係者に係る旅行期間については、機構障害者雇用開発推進部長が確認するものとする。

6 旅費支給に係る旅行区分番号

競技大会関係者に対する上記4に定める旅費の支給にあたっては、以下のとおり旅行区分番号（旅費規程別表第2に定める旅行区分番号をいう。以下同じ。）を適用することとする。

(1) 競技大会内部関係者

- ① 競技委員会専門部会専門委員又は技能デモンストレーション実施スタッフ

下記(2)の④に定めるところに準じ、旅行区分番号「4」を適用することとする。

- ② 技能競技補佐員

下記(2)の⑤に定めるところに準じ、旅行区分番号「4」を適用することとする。

- ③ 技能競技選手介助者及び引率者

下記(2)の②及び③に定めるところに準じ、旅行区分番号「4」を適用することとする。

- ④ 上記①から③に掲げる者以外の者

当該者の機構における職位等に応じて、該当旅行区分番号をそれぞれ適用することとする。

(2) 競技大会外部関係者

① 技能競技選手又は技能デモンストレーション参加者

技能競技選手又は技能デモンストレーション参加者の競技大会参加資格年齢が、在学中の15歳以上となっていることから、旅行区分番号「4」を適用することとする。

② 技能競技選手介助者又は技能デモンストレーション参加者引率者兼介助者

技能競技選手介助者又は技能デモンストレーション参加者引率者兼介助者は、技能競技選手等の職場の上司（在学中の技能競技選手等にあつてはその担当教諭）又は技能競技選手等の保護者等であり、技能競技選手等の競技大会参加に係る種々のサポート業務等を担うことから、旅行区分番号「4」を適用することとする。

③ 技能競技選手引率者

技能競技選手引率者は、主として各都道府県又は団体等の課長補佐級又は係長級職員であり、技能競技選手の取りまとめ実務等を担当する者であることから、旅行区分番号「4」を適用することとする。

④ 競技委員会専門部会専門委員又は技能デモンストレーション実施スタッフ

競技委員会専門部会専門委員又は技能デモンストレーション実施スタッフは、職業能力開発施設指導員又は企業・業界団体実務者等であり、技能競技課題の作成、技能競技等使用機器等の検討及び決定、技能競技等の運営並びに技能競技結果の審査・採点等の実務（以下「専門委員等業務」という。）を担当することから、旅行区分番号「4」を適用することとする。

⑤ 技能競技補佐員

技能競技補佐員は、職業能力開発施設指導員又は企業・業界団体実務者等であり、専門委員等業務を補佐する者であることから、旅行区分番号「4」を適用することとする。

⑥ 上記①から⑤に掲げる者以外の者

当該者の勤務先等での役職及び用務の内容等を考慮のうえ、旅費規程及び旅行依頼にかかる旅費の格付け基準について（平成15年達第6号）に基づき旅行区分番号を決定し、適用することとする。

II 障害者ワークフェア2024（以下「ワークフェア」という。）に係る取扱い

1 旅費支給対象者

本取扱いに定めるところにより旅費を支給する者は、機構の事務局等スタッフ及び機構が特に参加を依頼した者（以下「ワークフェア関係者」という。）とする。

2 旅費支給対象用務

本取扱いに定めるところにより旅費を支給する用務は、機構が開催するワークフェア実施に係る各種会議への出席・参加用務、ワークフェアへの出席・参加用務及びその他ワークフェアの円

滑な実施のため機構が必要と認める用務（以下「ワークフェア関係用務」という。）とする。

3 ワークフェア関係用務に係る旅行命令等

(1) ワークフェア関係者であって機構の役職員である者

ワークフェア関係者であって機構の役職員である者（以下「ワークフェア内部関係者」という。）のワークフェア関係用務に係る旅行命令等については、上記Ⅰの3の（1）に定めるところに準ずるものとする。

(2) ワークフェア関係者であって機構の役職員以外である者

ワークフェア関係者であって機構の役職員以外である者（以下「ワークフェア外部関係者」という。）のワークフェア関係用務に係る旅行依頼等については、上記Ⅰの3の（2）に定めるところに準ずるものとする。

4 旅費支給内容

上記Ⅰの4に定めるところに準ずるものとする。

5 旅費支給に係る事務手続き

上記Ⅰの5に定めるところに準ずるものとする。

6 旅費支給に係る旅行区分番号

ワークフェア関係者に対する上記4に定める旅費の支給にあたっては、以下のとおり旅行区分番号を適用することとする。

(1) ワークフェア内部関係者

当該者の機構における職位等に応じて、該当旅行区分番号をそれぞれ適用することとする。

(2) ワークフェア外部関係者

旅費規程及び旅行依頼にかかる旅費の格付け基準についてにかかわらず、旅行区分番号「4」を適用するものとする。

Ⅲ その他

本取扱いに定めのない事項については、機構旅費関係諸規定に基づき取り扱うこととし、本取扱い制定後に制定内容に関わる旅費関係諸規定の改正があった場合には、速やかに本取扱いを改訂することとする。

本取扱いは、令和6年3月26日から施行する。